

『学習院大学史料館紀要』第二九号抜刷

令和五年三月（二〇二三年）

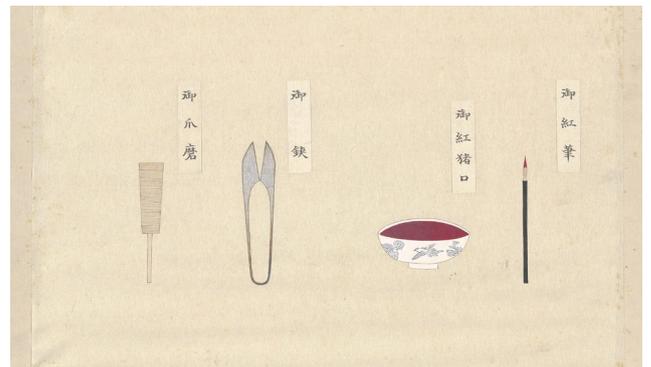
宮中晩餐会の歴史的考察 その（四）

— 明治三三三年皇太子結婚から見る西欧化 —

長佐古美奈子



【長佐古 口絵 1-1】「御爪文匣」
 (「皇太子並同妃兩殿下御服御調度類図1」 宮内公文書館蔵)



【長佐古 口絵 1-2】「御爪箱」 (高松宮家史料No.167-37 学習院大学史料館蔵)



【長佐古 口絵 2-1】「御服戸棚」
 (「皇太子並同妃兩殿下御服御調度類図2」 宮内公文書館蔵)



【長佐古 口絵 2-2】加藤友太郎 上絵付「御洗面具」
 (「皇太子並同妃兩殿下御服御調度類図2」 宮内公文書館蔵)



【長佐古 口絵 4-1】「御菓子器」
 (「皇太子並同妃兩殿下御服御調度類図4」 宮内公文書館蔵)



【長佐古 口絵 4-2】「櫃形鶴松文ボンボニエール」
 (勤修寺山階宮家史料 No.169-12-21-26 学習院大学史料館蔵)



來ル十日

皇太子殿下御婚禮行ハセラレ候ニ付宮城ニ於テ
皇帝

皇后兩陛下皇太子同妃兩殿下同日午後五時二十
分拜賀被爲受候旨御沙汰候條此段申入候也

明治三十三年五月三日 宮内大臣子爵田中光顯

正三位子爵山尾庸三殿

文官有爵者有位者ハ大禮服陸軍將校警察官ハ正裝海軍將校ハ
正服 服制ナキ者ハ通常禮服白襟白手套勲章大綬
婦人ハ中禮服ローブ、テコルター
公務又ハ病氣ニ依リ參内致シ難キ向ハ其旨速カニ式部職ニ申
出ラレヘ

來ル十日

皇太子殿下

賢所大前ニ於テ御成婚式行ハセラレ候節參列
被 仰付候ニ付同日午前七時三十分

賢所前參集所へ參集可有之此段申入候也

明治三十三年五月三日

式部長男爵三宮義胤

正三位子爵山尾庸三殿

參列員着職文官有爵者有位者ハ大禮服陸軍將校
警察官ハ正裝海軍將校ハ正服其他服制アル者ハ
其相當職章大綬
婦人ハ通常禮服ローブ、モンタント、ボンネー又ハ
公務又ハ病氣ニ依リ參列致シ難キ向ハ速カニ式
部職ニ申出ラレヘ

正門通行
御車寄ヨ
リ昇殿ノ
證



- 一時刻三十分前必ス參内スヘシ
- 一着服指示ニ違フモノハ昇殿ヲ許サス
- 一禮服靴ヲ用フヘシ
- 一外套ハ昇殿ノ節必ス車中ニ脱シ置クヘシ婦人ハ此限ニアラス
- 一宮中ニ在テハ必ス式部官ノ指示ニ從フヘシ
- 一宮中ニ在テハ指定ノ場所ヲ離ルヘカラス
- 一宮中ニ在テハ喫煙ヲ禁ス
- 一宮中ニ在テハ靜肅ナルヘク退出ノ節ハ特ニ混雜ナキ様注意スヘシ
- 一別紙證札裏面へ官爵位敷姓名ヲ記シ諸門參入ノ節皇宮警手ニ示シ昇殿ノ節
掛員へ渡スヘシ
- 但婦人同伴ノ向ハ其名ヲ證札裏面へ列記スヘシ
- 一婦人不參ノ節ハ其旨ヲモ届出ツヘシ
- 一車馬ノ立場ハ總テ皇宮警察官ノ指示ヲ受クヘシ
- 一拜賀ノ後陪宴ノ

人力車乗用ノト
キハ阪下門又ハ
通用門通行東車
寄ヨリ昇殿アル
ヘシ

【長佐古口絵3】「皇太子婚礼招待状」(山尾家史料 No.200-117 学習院大学史料館蔵)

宮中晩餐会の歴史的考察 その(四)

—明治三三年皇太子結婚から見る西欧化—

長佐古美奈子

はじめに

これまで三回にわたり^①、明治維新後の皇室の西欧化を総合的に示す場としての「宮中晩餐会」、その成立過程を、宮殿やその装飾品、晩餐会の食卓用品、料理、ワイン、洋装などのハード面及び天皇・皇后が並列に着座すること、皇后のふるまいなどのソフト面から読み解く作業を行ってきた。

明治二七年(一八九四)の大婚二五年祝典の宮中晩餐会では天皇は皇后の手を取り出御し、さらに舞楽御覧の際には天皇・皇后は玉座に並んで座った。天皇は皇后と同列に座ることを嫌悪していたが、並座したのである。アメリカではこの様子を「旧慣を改め男女同等の風に近づかしめんとの叡慮を表せらるる」と報道された。天皇が本心から男女平等を受け入れたとは思えないが、少なくとも西欧的マナーとしての「レディファースト」を目に見える形で実現したのである。

その六年後、明治三三年(一九〇〇)五月一〇日に皇太子嘉仁親王は公爵九条道孝の四女節子と結婚した。この結婚式はそれ以前の天皇や皇族の結婚とは大きく変化した様式で執り行われた。所功によれば、この結婚式は平安時代以来の宮廷公家社会における和風と、鎌倉時代以降の武士社会における儒風と、近代的な洋風とを組み合わせたものであり、後述する「皇室婚嫁令」にて成文化されるが、「前儀」・「本儀」・「後儀」に分けられるとする。即ち、「前儀」①賢所・皇霊殿・神殿に成約奉告の儀 ②神宮・山陵に勅使発遣の儀、奉幣の儀 ③納采の儀(命納采使・妃氏本第の儀)

④勲章(宝冠章)を賜ふの儀、贈劔の儀 ⑤告期の儀(命告期使・妃氏本第の儀) ⑥贈書の儀(御書使の儀)、「本儀」⑦賢所・皇霊殿・神殿に結婚奉告(告成婚)の儀 ⑧妃氏入宮の儀、皇太子本宮参入の儀 ⑨賢所大前(成婚礼)の儀 ⑩皇霊殿・神殿に謁する(拜礼)の儀 ⑪参内朝見(拜謁)の儀、皇太后に朝見(行啓)の儀 ⑫供膳の儀、「後儀」⑬(供)三箇夜餅の儀 ⑭(成婚後)宮中饗宴の儀 ⑮神宮・山陵(神武天皇山陵並びに先帝・先后の山陵)に謁する(行啓)の儀である。^②

今稿ではこの皇太子の婚姻儀礼の中で、特に⑪参内朝見(拜謁)の儀、⑭(成婚後)宮中饗宴の儀を中心に、その準備と当日の状況からハード・ソフト両面ともに西欧化・近代化が成立した状況を確認していく。

この儀礼がどれだけ西欧化・近代化したかについてはそれまでの儀礼との比較検討が必要であるが、今稿では紙幅の都合上詳細を記すことは出来ない。一点あげるとすると、近世以前の入内の様式を表しているとの印象がある雛人形の「お内裏さまとお雛さま、二人並んですまし顔」という様な、現在の皇室の結婚の際にも見ることが出来る皇太子・皇太子妃が一般の人前にて並列する形は、宮中の婚姻ではあり得ない光景であった。^③

しかし、この皇太子の結婚の際には皇太子と同妃は並立し、見た目の立場は同等となった。儀式・祝宴に際してはほぼ洋装が用いられ、二人揃って同じ馬車に乗り、その様子を一般民衆が見物し、披露宴(立食による宮中晩餐会)も開催されるなど、「初めて」尽くしの結婚式の様式であった。そしてこの結婚式様式が、その後の一般の日本国民の結婚式の形態に大き

な影響を与えることとなった。

このあらゆる意味で画期的なものであった皇太子・同妃の結婚、宮中晩餐会の諸様式、それ以前の結婚に関わる一連の準備などを経て、次代の天皇となる皇太子と同妃においてはハード面からもソフト面からも近代化が身についていくのである。

今稿も科学研究費助成事業基盤研究(○)「近代皇室の総合的西欧化過程研究―美術工芸品と文書史料双向方向からのアプローチ―」(課題番号20K00175)において研究対象としている学習院大学文学部史学科所蔵香川家史料(香川敬三・志保子父娘関係史料)を中心に使用した。同史料の整理・調査については上野秀治、石井裕、梅田優歩に研究協力を依頼し、今年度は二回の研究会を開催した。この成果とし、本紀要紙上においては、石井裕が「宮内省時代の香川志保子」において皇太子妃の洋装について詳細に分析している。同じく香川家史料を使用した研究成果として上野秀治は引き続き「欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡(四)」の翻刻を掲載している。上記を合わせてお読みいただきたい。

なお、史料引用にあたっては、イギリス、フランスなど諸外国名表記は適宜略して記述した部分があることをご容赦いただきたい。また、旧字を適宜新字に変換して記した。

一、明治三三年皇太子の成婚

一―一、結婚以前の状況

明治三三年(一八九九)八月二一日、公爵九条道孝の四女節子が皇太子妃に内定した。この内定に至るまでの状況については『明治天皇紀』『昭憲皇太后実録』『大正天皇実録』などにより経緯が確認できる。また内定以前の皇太子妃の選定状況については、上野秀治の「明治期における東宮妃選定問題」^①、「続・明治期における東宮妃選定問題」^②が香川家史料中の徳大寺実則と香川敬三間の書簡、九条通孝と香川敬三間の書簡を使用した詳

細な論稿であり枢要なものである。

前述の通りこの婚礼の儀式は前例にない様式であった。この様式については、それまでの皇室の儀礼様式の他、西欧各王家の結婚儀礼の様式が調査された。八月二一日の皇太子妃の内定と同時に帝室制度調査局が設けられ成婚の儀制について総裁伊藤博文に草案作成が命じられた。結婚約半月前の翌三三年四月二五日に至り「皇室婚嫁令」が制定され、具体的な式の進め方は附式により規定された。^③

その内容は前述した「賢所告成約ノ儀」「皇靈殿告成約ノ儀」「神殿告成約ノ儀」「神宮山陵奉幣ノ儀」「命納采使ノ儀」「妃氏本第ノ儀」「賜宝冠章並御剣ノ儀」「命告期使ノ儀」「御書使ノ儀」「賢所告成婚ノ儀」「皇靈殿告成婚ノ儀」「神殿告成婚ノ儀」「皇太子参内ノ儀」「妃氏参内ノ儀」「賢所大前成婚ノ儀」「皇靈殿拜礼ノ儀」「神殿拜礼ノ儀」「参内拜謁ノ儀」「皇太后本宮行啓ノ儀」「太皇太后本宮行啓ノ儀」「本宮供膳ノ儀」「供三箇夜餅ノ儀」「成婚後宮中饗宴ノ儀」「神宮山陵行啓ノ儀」である。

この一連の儀式中、宮中三殿での儀式を除くほぼすべてにおいて皇太子・皇太子妃ともに洋装で臨むこととなった。明治一九年(一八八六)に礼式の婦人服制が制定され、翌年には皇后により「婦女服制についての思召書」が出されていることは前々稿で述べた通りである。これに則れば当然皇太子妃の服制は洋装となる。この「洋装」で臨むということは、単にドレスを着るということだけでなく、あらゆる部分で洋装に相応しい設え・調度・振舞いも必要となったのである。

一―二、婚礼道具の西欧化

明治三三年四月二五日の「皇室婚嫁令」成立以前より、当然のことながらこの新しい皇室の結婚式の形の具体的な内容とスケジュールは何度も検討が重ねられ調整変更されていた。

皇后宮大夫であった香川敬三は、正式に皇太子妃治定となった明治三三年二月二一日同日に東宮御婚儀御用掛長を仰付られた。また明治三三年

(一八九〇)より皇后宮職御用掛となっていた志保子も同年四月一〇日に御慶事掛を、五月八日には東宮職兼務(東宮職御用掛)を拝命している⁽¹³⁾。しかし、敬三・志保子父娘は婚姻の準備、特に皇室の婚礼としては初めて加わった洋装服制とそれに関連する調度類などの準備に明治三二年八月二一日の皇太子妃内定期より関わっている。例えば皇太子妃内定直後の八月三〇日に九条道孝は「志保子殿ニハ御世話相成候」と志保子に世話になる旨を記しており、敬三・志保子はいわばこの結婚式の西欧化部分のプロデューサーであったと言っても過言ではないだろう⁽¹⁵⁾。

香川家史料中かなり早い段階での式当日のスケジュールと服制が記された史料が残る⁽¹⁶⁾。

【史料Ⅰ】

御当日午前八時御出門

同三十分便殿御着

皇太子殿下

妃殿下

賢所御拝御神酒御頂戴(三十分)

十時賢所御退出

御洛御直東宮御所へ被為成

候事

但 妃殿下御服ハ御参還御ノ節ハ
(入り節ハ五ツ表)

大礼服

五ツ表之事

同日 午後二時御出門(御途中三十分)

皇太子殿下

妃殿下御参内

両陛下御対面之事
(凡一時間)

但

皇后陛下御服ハ中礼服

皇太子妃殿下御服ハ大礼服中礼服

術レノ方哉

同日午後四時

(香川家史料)

鳳凰間ニ於テ皇族及大臣并二同

礼遇者各国公使同館員ノ

(凡三十分)

拝賀ヲ被為受候事

同日午後五時

正殿ニ於テ親任官勅任官其他等

列立

臨御拝賀ヲ被為受候事(凡十分)

但

妃殿下御服ハ中礼服

右了テ千種間へ

臨御祝宴ノ事凡二十分間ニテ

臨御各国公使等ノ拝賀被為

受引続立食之事有之

入御

引続キ 午後六時重東

両殿下便重東宮御所へ 還御

之事

右御式夜二掛ラサル内二被為
濟候事

同じく香川家史料中には青焼き印刷の明治三二年九月八日調「皇太子殿下御婚儀二関スル次第取調案」が存在するが、【史料1】は内容よりそれ以前の案で八月二日の内定直後のものと考えられる。【史料1】には服制や宴会部分には取り消し線があり、この時点で皇太子妃の賢所御拝後の服制が五衣を取り消し大礼服に変更になっている。その他の儀式も大礼服・中礼服着用となっており、この段階ですでに「洋装」が儀式に取り入れられることは当然のことながら決定していた。

翌三三年二月一日には九条節子は正式に皇太子妃治定となった。結婚前日の同年五月九日には宝冠章¹⁸が御書、御剣と共に九条邸に届けられた。御書、御剣は東宮よりの下賜品であるが、宝冠章は皇后からの親授であり、皇后宮大夫の香川敬三が皇后の命を受けて勲一等宝冠章受章を伝えた。この宝冠章を佩用するためには服に糸カガリが必要で、準備された皇太子妃の大礼服には糸カガリが付けられていたと考えられる。²⁰

洋装、特に礼服の制作には時間を要する。そのため着々と準備がなされた。また洋装を着用するためには当然洋装用の小物や下着の用意も必要となる。「皇太子妃殿下御洋服 下着類並附属品」として用意されたのは「付属品トハ襟巻、手袋、マフ、ハンカチーフ、コーセット、ストッキング、靴等ノ類」であり、具体的には「ハンカチーフ、コーセット、絹紐、手袋、革手袋、半手袋、長手袋、帽子、同ピン、黒靴下、縫入靴下、靴下留め、肉襦袢、同上等、時色羽根飾、白ベール、白茶ベール、時色縞子、クリームレース、下衣シミス、同ベチコート、同ドロース、同フランネル下衣、ゴム皮上靴、光皮飾付上靴など脇当、鯨」などのコルセット類、「海豹皮暖手套、白駝鳥羽飾、涼傘、蝙蝠傘、各種レース類」まで様々なものが用意されている。²¹この中のハンカチーフ類を調達したのは明治二〇年の皇后最初の大礼服を日本で準備し、今回のドレス調達にも関わった大島万吉²²で、靴や靴下はヴィンセント・バード商会が納入した。ヴィンセン

ト・バード商会は横浜山下町八五番地にあった婦人洋装店である。明治五年（一八七二）イギリス領事館刑務所看守であったヘンリー・ヴィンセントの夫人が創業し、明治二八年（一八九五）頃からヴィンセント・バード商会と改称した。パリの「マダム・ドゥモレスト」やニューヨークの有名な店の日本向けデザインの特約店となり、新モードを輸入する最も著名な洋装店であった。²³

洋装に合わせるように調度類の準備も行われた。婚礼道具については「御慶事二付九条家ヨリ御依頼ニ関スル書類」に内容が記載されている。²⁴これによれば節子妃の婚姻に際しての嫁入り道具立は「御重唐戸」「黒塗御長持」「桐御箆筒」「御仕舞戸棚」「御衣桁」「桑三重御棚」「御小箆筒」「御書棚」「御机」「御脇息」「御硯箱」「御鏡建」「御櫛台」と付属品、「御鬢台」とそれに伴う附属品、「御鼻紙台」「柄付御鏡」「御櫛帖紙」「御毛垂箱」「御鬢立」「御鏡掛」「御鬢台掛」「御花文鎮」「御旅持御化粧道具」「黒塗御手拭掛」「黒塗御耳盥」「黒塗御湯桶」「黒塗御角盥」「黒塗御椀」「御仕舞用毛氈」「御手焙」「御楊枝箱」「御曲盥」「御湯桶」「御掛小水湯桶」「御嗽茶碗」「御嗽茶碗台及蓋」「塵箱」「御炭計」「御広蓋」「御懐紙文匣」「御色紙文匣」「御短冊文匣」「御爪文匣」と付属品、「御飾物入文匣」「白絹御袴」「御服焙」と、さらに小屏風類が九条家の依頼品として調度局より発注された。この伝統的ともみえる調度類の準備には注目すべき点がある。一つは貝桶や鉄漿道具が見当たらないことである。貝桶とは貝覆い（貝合わせ）を入れる桶である。貝は対となる貝以外とは組み合わせることが出来ないことから夫婦和合の象徴となり、貝桶は婚礼調度の中でも最も重要とされた。平安神宮の英照皇太后所用品にも九条家下り藤紋を配した貝桶が遺る。²⁵また鉄漿道具も見当たらず、それを飾る黒棚をはじめとする三棚も用意されていない。皇后の鉄漿と黛の使用はすでに明治六年三月二日に撤廃されていることから、²⁶節子妃の婚礼道具にこれらは用意されなかったであろう。また「御爪文匣」「長佐古口絵」²⁷が入っていることも興味深い。「御爪箱」は新年一月七日に初めて爪を切る際に使用するものであるが、現在の皇室では幼年期のみの風習となっている。²⁸しかし、江戸中期に有栖川宮より徳川

第一二代將軍家慶に嫁いだ浄観院の墓所には、恐らく一生分と追われる切り爪が紅と共に埋葬されており、「御爪箱」の使用は生涯に渡るものとも推測された。⁽²⁹⁾ 節子妃の道具立は一六歳であっても「御爪箱」があり、また今後も使用するために用意されたという証左になる。

そしてこのような調度と共に「御服戸棚」【長佐古口絵2—1】「御姿見鏡」【御服箆筒】「御卓子」【御椅子】「御化粧台」【御洗面台】「御便器入」【御手拭掛】「御高机」【御書房椅子】「御傘入箱」【御靴入箱】「御紋彫象牙製髪ブラシ」【御紋彫象牙製天鷲絨ブラシ】「御洗面具」などの洋風家具類も誂えられた。

この洋風家具類を調達したのは杉田幸五郎である。後に「洋家具業の始祖」といわれる杉田は明治九年（一八七六）に京橋区築地で杉田商店（杉田屋）を創業し家具の修理や製作を始めた人物である。「御紋彫象牙製髪ブラシ」などのブラシ類は関西貿易合資会社が納入している。関西貿易合資会社は明治二〇年（一八八七）に、上野栄三郎が浜岡光哲、中村栄助らと設立した会社で、織物、陶磁器など京都の特産品を輸出する目的で設立された。本店は京都で支店は大阪・東京・名古屋をはじめ、上海・ロンドン・マンチェスター・ニューヨークなど海外にも置かれた。⁽³¹⁾

「御洗面具」についてはその内訳が「洗面鉢、水指、楊枝入、石鹸入、海綿入、湯注、便器」であったことが記載されているが、それを調達したのは宮内省の用度、調度類の調達業者として頻繁に「御用度録」などの公文記録に登場する小筆善大夫である。小筆自体は調達業者であり、実際の製作はそれぞれの分野の職人が担っていた。高橋玉淵、小島景信画による「皇太子並同妃両殿下御服御調度類図 皇太子妃殿下御道具」によれば、小筆善大夫が一五六円で納入した「御洗面具」は陶磁器製であることがわかる。さらにこの洗面道具は「京都二而焼立」し、その後「牛込区新小川町加藤友太郎」に上絵付を依頼した製品であった【長佐古口絵2—2】⁽³²⁾。加藤友太郎は瀬戸出身で、同郷の井上良斎を頼って明治七年（一八七四）に上京し、翌年には内務省勸業寮で納富介次郎やゴットフリート・ワグネルから製陶技術を学び、納富らによる江戸川製陶所設立の後には工場長と

なった。明治一五年（一八八二）にはワグネルの指導のもと牛込区新小川町に窯を築き「友玉園」として制作を開始した。東京焼の名工として有名な人物である。⁽³⁵⁾

このように調度類の準備が進む中、婚礼当日の詳細な予定も決定した。【史料1】と比すると出門の時間は三十分繰上げられ、皇太子は黄丹袍束帯、皇太子妃は五衣にて東宮御所と九条家よりそれぞれ皇居内賢所へ向かうこととなった。この際九条家より皇居に向かうのはこれまでの入内で使用された輿ではなく馬車であった。⁽³⁶⁾ 馬車の御者も一〇八七円六三銭七厘をかけて新調された大礼服を着用した。⁽³⁷⁾ また陪乗する女官の服装は妃に倣い袴袴であったが、別馬車に乗る供奉女官はその後の儀式に備え「大礼服 マント・ド・クール」を着装することとなっていた。香川敬三はこの供奉女官について、萬里小路幸子はじめ御婚儀掛の女官が大礼服を新調するには費用がかかるため大礼服用女官に香川志保子を加えるのはどうかと推薦している。⁽³⁸⁾

二、結婚式当日

二一、当日のスケジュール

明治三三年五月一〇日の成婚当日の最終的なスケジュールは以下のよう⁽³⁹⁾に決定した。

【史料2】

皇太子殿下御婚礼御当日御式時間割

御当日午前七時三十分御出門（御途中凡三十分）

但 妃殿下御服五ツ衣之事

賢所便殿着御

皇太子殿下

妃殿下

賢所御拝時間（凡三十分）

同午前九時

賢所御退出御参内

妃殿下葡萄ノ間ニ於テ御髪直シ大礼服ニ御召替ノ事（此間凡一時間余）

両陛下へ御対面之事（凡三十分）

但 皇后陛下御服ハ中礼服之事

同午前十一時

宮城御出門東宮御所へ還御之事

同午後三時二十分

両殿下東宮御所御出門御参内之事

同午後四時三十分

鳳凰ノ間ニ於テ皇族及大臣並ニ同礼遇者各国公使同館員ノ拝賀（両陛下ヨリ

り各国公使並ニ同夫人へハ御握手御詞ノ事）ヲ被為受（凡三十分）候事

但 皇后陛下妃殿下御服ハ中礼服之事

同午後五時二十分

正殿ニ於テ親任官其他等列立臨御拝賀（凡十分）被為受候事

但 一応入御

同午後凡六時

千種ノ間へ

臨御御祝宴（立食）（凡二十分）

入御ノ節各国公使へ御挨拶之事

引続キ

両殿下東宮御所へ 還御之事

右御式夜ニ掛ラサル内ニ被為濟候事

（備考）

右伺濟ニ付之ヲ骨子トシテ御当日ノ御式次第ヲ取調裁可ヲ得タリ

ここに記されているように、これは「裁可ヲ得タ」骨子であり、当日の行動は更に詳細を極める。そのすべてを記すことは紙幅の関係上かなわないが、そのいくつかを各種史料より記しておく。^⑩

まず、当日朝の赤坂九条家の様子であるが、この日の馬車乗り入れのために新たに増築された御車寄には雲鶴模様紅白緞子の幔幕が張られ、「御玄関内なる見苦しき箇所ニハ鯨幕を引き回し」たという。そこに到着した馬車の様相は「横二面に硝子をはりて総体清黒色に塗り扉に金菊章の御紋をうち、内部ハ金入り七絲緞しちんの菊唐草にて張りつめ上部に白綾の帷を垂れ周囲の金色目もまばゆし」であった。この馬車にて七時に到着した高辻修長東宮侍従長を迎えた九条道孝は「三献の乾杯に倣ひ」、シャンパンと洋食で饗応した。^⑪九条家より賢所までの馬車車列では皇太子妃の乗る儀装馬車に同乗したのは女官吉見光子のみで、それに次ぐ馬車に山川操と香川志保子が洋装にて乗車し賢所へ向かった。このように「馬車」というアイテムの登場に関わるものだけでもすべてが新らしくであった。

賢所での式の後、皇太子は宮殿葡萄一の間で、皇太子妃は西一の間でそれぞれ洋装に着替え、その後鳳凰ノ間にて天皇・皇后より御盃を受けた。その後、一旦東宮御所へ還御となった。

この皇太子・皇太子妃の鹵簿を撮影したいと横浜一九八番館居住の独逸人カール・ハイトマンより喜賓会を通じて願出があった。^⑫カール・ハイトマンの詳細は不明だが、喜賓会とは明治二六年（一八九三）に渋沢栄一、益田孝らが発起人となり設立された日本で最初の外国人観光客の誘致のための組織である。喜賓会は旅行案内書の発行、同三六年（一九〇三）の内

国勸業博覧会に来日した外国人の接遇、優良ガイドへの監督証や徽章交付などなどを行った。その後明治四五年(一九一二)設立のジャパン・ツーリスト・ビュローに事業を引き継ぐ形で大正三年(一九一四)に解散した我が国の旅行会社の草分けである。喜賓会初代会長は貴族院議長も務めた蜂須賀茂韶であった。これらお歴々からの申し入れであったためか、「開かれた皇室」の演出であったのか、宮内省内事課長齋藤桃太郎より警視總監大浦兼武宛に「写真撮影黙許」が出された。今まで写真師のみ撮影が許されていた行為が一般人にも開放されたのである。このように多くの人々が参集した道筋には四二基にも上る緑門が設置され、また当日未明に突如としてビアホールが作られ、鹵簿を一目見ようと集まった人々の喉を潤したという。

その後皇太子・皇太子妃は再び皇居に参内し、午後四時三十分鳳凰ノ間にて皇族及大臣、各国公使等の拝賀を受けた。出御の際には「天皇陛下ハ皇后陛下ノ御手ヲ執ラセラレ皇太子殿下ハ同妃殿下ノ御手ヲ執ラセラレ正殿へ出御」と天皇・皇后、皇太子・皇太子妃の二組ともに手を携えて臣下の前に現れたのである。この際の皇后と皇太子妃の服制は中礼服であった。

この日招待を受けたのは親王・親王妃・王・王妃及び大勲位・各大臣・枢密院議長・大臣礼遇・各国公使・公使館員並びに其の妻、親任官以下群臣であった。夫人同伴はもちろんのこと、「当日令嬢同伴参内被差許候事」と娘の同伴も許可された。招待のための招待状の印刷を請け負ったのは東京印刷株式会社である。東京印刷株式会社は姫路藩の藩校で学び印刷工となった星野錫が明治二十年に渡米し印刷技術をおさめる後に帰国し、二九年に創立した会社である。招待状と封筒二千枚、計四八円と共に「昇殿証」二三八〇枚についても三五円七十銭で印刷を請け負っている。なお、招待状の文言、服制は身位によって変わり、昇殿証は地色がそれぞれ決められた。大勲位以下大臣礼遇以上は午後四時三〇分に鳳凰ノ間にて拝賀、昇殿証の地色は白、各国公使等も同様だが服制は大礼服のみ、五時二〇分拝謁者の拝謁場所は全員正殿だが大臣礼遇以上を除く親任官以上・公爵・従一位・勲一等・一等官・侯爵・正二位・二等官・錦鶏間祇候・麝香間祇候は

昇殿証の地色は紫、伯子男爵等は昇殿証の地色は浅黄、奏任官は地色赤と差があり、当然、その後の賜宴の場所も異なった。【長佐古口絵3】

二二二、当日の祝宴

拝賀に招かれた人々のうち各国公使の賜餞は豊明殿、大臣以上の賜餞は千種の間、親任官の賜餞は豊明殿、奏任官の賜餞は東溜ノ間とそれぞれの場で祝宴陪食の栄を得た。そしてこの祝宴は立食で行われた。当初三月九日の段階では、午後六時三十分開始の正餐会となる予定であった。この日徳大寺實則が香川敬三にあてた手紙で、なるべく早く東宮御所へ還御するために、立食か酒のふるまいだけにすることを会議にて話をして欲しいと相談をもちかけている。

さらにそれ以前、内定直後と思われる史料では、祝宴は三日間に渡り開催される予定であった。

【史料3】

皇太子殿下御婚儀二関スル次第取調案

(前略)

一 御祝宴ノ事

日(赤字)

当初千種間ニ於テ(赤字)

宮中御内宴× 被召ヘキ人員中へ御里方ヲ加ヘラル、事

着服 文官ハ小礼服武官ハ其相当服
婦人ハロブ・ミ・デコルテ

第二冊

御祝宴—豊明殿主於テ御晩餐

着服—文官大礼服由袴武官小其相当服

婦人小ロブ・デコルテ

二
第主日

夜会 宮城ニ於テ

着服 文官大礼服 白袴 武官ハ其相当服
婦人ハロブ・デコルテ

但 当夜舞楽又ハ能楽御同覧

【史料4】

御祝宴ノ食餞

御婚礼当日宮中ニ於テ御催ノ立食ナリ

(中略)

備考

- 一 日時東宮御所へ御里方ヲ召サセラルル事
 - 一 ウエソダソダケキノ事(婚姻式飾菓子)
 - 一 ボンボニーノ事(晩餐用菓子器)
 - 一 御婚儀経費ノ事
 - 一 馬車取調ノ事
- (中略)
- 一 洋酒取調ノ事
- (後略)

この史料からは当初、結婚式の際にウエディングケーキを用いようとしていたことも判明する。これについては後述する。

結局当日は午後六時より二十分間という極めて短い時間での立食の宴となった。立食のためか献立表(メニューカード)は配布されなかったよう
で、管見の限り存在を確認できていないが、「東宮御婚儀録」には料理献立記録が残る。そのメニューは品数も多く豪華であり、そして当然のことながら洋食であった。⁽⁵⁶⁾

- 一 料理献立
- 一 煮冷ノ鱒
- 一 同 鯛
- 一 飾物車蝦
- 一 凝汁寄伊勢蝦
- 一 凝汁寄燻豚
- 一 飾物同上
- 一 凝汁寄雁肝
- 一 飾物同上
- 一 袋蒸鶉ノ寄物
- 一 飾物同上
- 一 蒸焼羊脊肉
- 一 飾物同上
- 一 蒸焼七面鳥
- 一 飾物同上
- 一 凝汁寄袋蒸家鴨
- 一 冷物牛舌
- 一 蒸焼牛脊肉
- 一 鶏肉サラダ交セ野菜
- 一 蒸焼暹羅鶏
- 一 同 犢肉
- 一 サンドウィッチ 三種
- 一 果物入寄物
- 一 シャルロット

- 一 三色寄ゼレ
 - 一 香料入氷菓子
 - 一 苺入氷菓子
 - 一 挽茶入氷菓子
 - 一 飾菓子
 - 一 小菓子
 - 一 果実
- 種々
種々

一 酒類

- 一 三鞭酒 ポメレーグレノー
- 一 赤葡萄酒 シヤトラローズ
- 一 ソーダ水
- 一 サイフラン
- 一 平野水
- 一 キュラソー
- 一 コギヤック
- 一 アニゼット
- 一 ポンチ

献立中の「煮冷ノ鱒」は「鱒の冷製」、「凝汁寄〇〇」はゼリー寄せを表すことから「凝汁寄雁肝」は「フォアグラのゼリー寄せ」である。「蒸焼〇〇」は蒸しながら煮る調理法である「ブレゼ」のことであろうか。

酒類の三鞭酒はシャンパンのことで、ポメレーグレノーはポメリーグレノと思われる。赤葡萄酒は「シヤトラローズ」とある。「シヤトラローズ」はシャトー・ラローズのことであるが、これは明治皇室御用達と言っても過言ではないほど常用されている赤ワインである。その他、ソーダ水、平野水(サイダー)、キュラソー、コギヤック(コニヤック)、アニゼット、ポンチと「サイフラン」である。「サイフラン」はサイフォンと思われるが詳細は不明である。白葡萄酒の提供がないのはなぜなのだろうか。こ

らも不明である。

このような西洋料理は当時の大膳課員のみでは調理できなかったため、西洋料理人二人を前日と当日及び内宴のあった一七日とその前日に菊葉組井上朝五郎より八円で調達した。⁽³⁸⁾

食卓の上を飾る盛花は新宿植物御苑(後の新宿御苑)で栽培された花が使用された。様々な物品に莫大な予算がかかる中「食卓上用花ハ御苑ノ分使用ノ見込ニ付代価ヲ要セス」と御苑がその役割を果たしていることがわかる。明治三二年(一八九八)に新宿植物御苑掛長に就任した福羽逸人が「福羽」を作出したのが明治三三年であり、花卉だけでなく西洋料理に不可欠な野菜・果物の栽培も盛んに行われ、御苑の産物が宮中晩餐会・接遇饗応を支える役割を担ったのである。⁽³⁹⁾

二―三、参内記念のボンボニエール

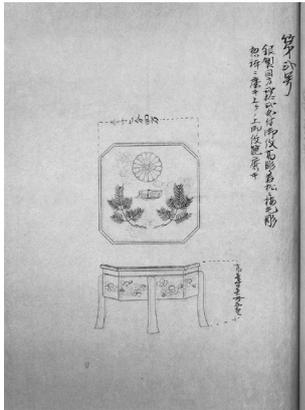
この日参内した二千人余には記念品としてボンボニエールが下賜された。【史料3】には「ボンボニエールノ事ハ晩餐用菓子器」との記載があり、ボンボニエールは晩餐会の際に下賜される菓子器であるとの認識であったことが確認できる。しかし、晩餐会が立食となったことから参内者全員に下賜されることになったのである。

ボンボニエールが前回制作されたのが明治二十七年(一八九四)の大婚二五年祝典で、その際は銀で制作された。⁽⁴⁰⁾ おそらくこの前例からボンボニエールは銀で制作するものとの認識が出来たと思われる。二千人分を銀成形並びに彫刻し制作するには時間を要することから、すでに前年の一月一日には調度局より一五〇〇個一二、七五〇円の注文何かが提出された。⁽⁴¹⁾ その後十一月一七日に明治三三年二月一五日を納期として小筆善大夫、宮川長右衛門、大関弥兵衛の三者との間で五百個ずつの発注契約がなされた。その後、何回かにわたり追加発注と目方不足による作り直しがあり、総計二、三三〇個がこの三者により制作された。⁽⁴²⁾

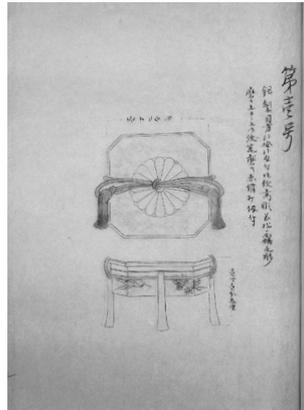
明治三二年十一月の発注契約以前、九月段階でこの三者からは様々な意

【図1】

宮川長右衛門 9月 日案



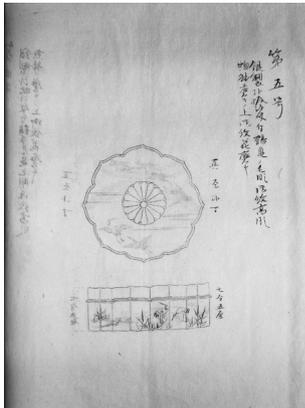
第2号
御紋高彫若松梅毛彫磨キ上ケ
御紋篋磨キ赤絹紐付
22匁 6円90銭



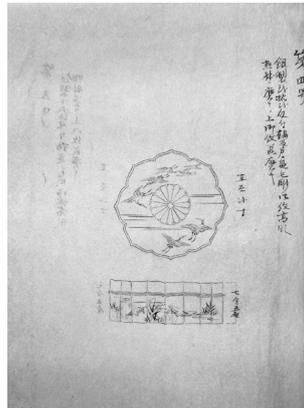
第1号
御紋高彫若松鶴毛彫磨キ上ケ
御紋篋磨キ赤絹紐付
22匁 6円90銭



27年調製の形 11円



第5号
ハツ花形御紋高彫鶴亀芦毛彫
22匁 11円



第4号
ハツ花形御紋高彫飛鶴芦二亀
毛彫
22匁 11円50銭



第3号
六角形御紋高彫若松二鶴毛彫
22匁 6円30銭

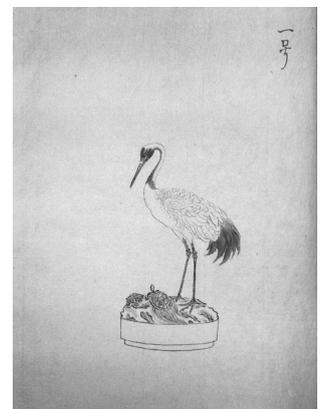
大関弥兵衛 9月16日案
量目の記載のないものは22匁と思われる。



第3号
8円50銭／18円(9月9日案)



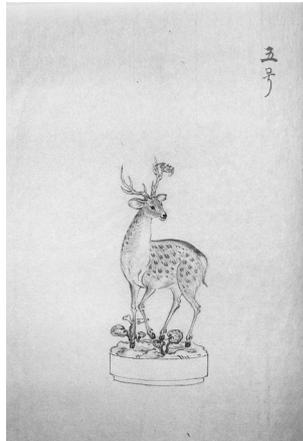
第2号
8円50銭／18円(9月9日案)



第1号 27年調製の形
8円50銭／13円(9月9日案)



第6号
8円50銭 / 17円(9月9日案)
25匁 13円(9月12日案)



第5号
8円50銭 / 18円(9月9日案)



第4号
8円50銭 / 16円50銭(9月9日案)



第7号 30匁
17円(9月9日案)



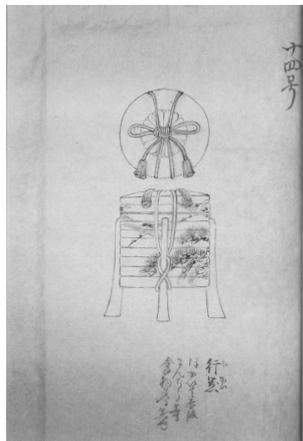
第6号の2 25匁
11円30銭(9月12日案)



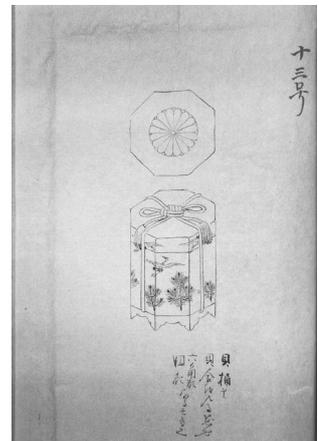
第6号の裏面 25匁
13円(9月12日案)



第15号 8円50銭



第14号 行器形 8円50銭



第13号 貝桶形 8円50銭

小筆善大夫 9月16日案



第5号
22匁 9円 / 11円 (9月16日以前案)



第4号
22匁 9円50銭 / 10円80銭 (9月16日以前案)



第3号
22匁 8円50銭 / 14円20銭 (9月16日以前案)



第1号 第2号
22匁 8円50銭 / 10円80銭・10円90銭 (9月16日以前案)



第9号
14円20銭 (9月16日以前案)



第8号
10円80銭 (9月16日以前案)



第7号
11円30銭 (9月16日以前案)



第6号
10円80銭 (9月16日以前案)



銀製花籠形御菓子器
30匁 9円85銭 (9月12日案)



第11号
14円50銭 (9月16日以前案)



第10号
10円30銭 (9月16日以前案)

匠形状・銀量目のボンボニエールが提案されている。当初三十匁や二五匁と重量に差異があった提案は最終的に二二匁と決定された。【図1】は「皇太子殿下御婚儀書類二 明治三三・三三」の「第九号銀製菓子器代価積書及図面」中にある三者による意匠提案と見積書を比較検討し、図と名称、代価などを比定したものである。各業者は前回の明治二七年と同じ形やその派生形をはじめ、様々な形を提案している。中には大関弥兵衛の第四号、第五号のように実現出来るのか不明なものもあり、宮川長右衛門の第四号、第五号の如く類型に近い将来に採用されたものもあった。結果、宮川長右衛門の一号案が選定された。⁽⁶⁵⁾

この宮川長右衛門の一号図案について岸光景から次のコメントが出されている。⁽⁶⁶⁾

【史料5】

- 菓子器
- 一 形状良シ
 - 一 模様鶴ニ松良シ
 - 一 足ヲ今少シ高クシ角トヲ少シク丸メル事
 - 一 鶴ノ数ハ奇数ノ方
- 右

岸光景
意見

岸光景は図案家として唯一帝室技芸員に任命された人物である。内務省製図掛となり図案の改良にあたり、石川県、京都、香川県などで陶業者や漆工家に図案を指導した。⁽⁶⁷⁾この時期にはすでに隠居しており、調度局の求めに応じアドバイスをしたものと推測される。節子妃は後に皇后として多くのボンボニエールの制作、とくにデザインに積極的に関わっていたことが

判明している。また差配にも皇后の関与が認められることも指摘した。⁽⁶⁸⁾しかし、この時期には美子皇后がボンボニエールのデザインには関与をしていないことが明らかになるのである。

岸光景によりデザインが修正されたボンボニエールは、前述の通り三者に発注された。この品について【史料3】中では既述の通り「ボンボニエールノ事ニ晩餐用菓子器」と記載されている。同様に「御婚儀録」「用度録」などでも「銀製菓子器」表現とともに「ボンボニエール」という原語に近い表記も見られる。⁽⁶⁹⁾日本皇室でのボンボニエールの出現から一〇年余りで、原語表記に回帰したのであろうか。

そして、「東宮御婚儀録」からは「ボンボニエール」のより詳細な情報を得ることが出来る。⁽⁷⁰⁾

【史料6】

- 一 ボンボニエール
- 但 純銀製合ノ折形 目方式拾式匁 蓋へ御紋一ヶ所高彫 胴廻りへ若松ニ鶴ノ片切彫 地総体ニ荒シ仕上ケ御紋縁廻り及足篋磨キ
- 赤紐付調度局ニテ調製シ 大膳職ニテ ドラゼーアンザンター等ヲ入レ御車寄並ニ東車寄ノ両所へ分置シ 各員退出ノ節下賜ス 之ヲ監督ノ為メ大膳職ヨリ各所へ一二名宛出張セシム
- 大膳職ニ於テ調度局ヨリ受取ノ分 式千百參拾個
- 当日残分百九拾個 式部職へ引継
- 其後九拾六個新調ノ分ヲ調度局ヨリ受取ドラゼー等ヲ入レ更ニ式部職へ引継タリ

この史料によれば制作総数は二、四一六個であった。そのうちのひとつが当館蔵の「櫃形鶴松文ボンボニエール」⁽⁷¹⁾【長佐古口絵4】に該当する。この「櫃形鶴松文ボンボニエール」は【史料6】の意匠形状と一致する。また「櫃形鶴松文ボンボニエール」の重量は八一グラムで、一匁三、七五グ

ラムとして「目方式拾式匁」を計算すると八二、五グラムとなり、重量も概ね一致する。ボンボニエールは純銀としての価値がまずは重要とされるが、ボンボニエールの純銀としての価値が確実に担保されていることが確認できる。

またこの【史料6】からはさらにボンボニエールに纏わる詳細な事象が判明する。その一つは「大膳職ニテ ドラゼーアンザンター等ヲ入レ」の部分である。「ドラゼー」とは「ドラジエ」、糖衣菓子のことと思われる。現在ボンボニエールの内容物となっている金平糖もハードドラジエの一種である。「アンザンター」は「アラザン」のことであろうか。アラザンとは極小粒の銀の糖衣菓子である。現在の皇室のボンボニエールには金平糖とアラザンがセットで入れられており継続性が確認出来る。これが明治三三年の時点で入られていたのであれば、皇室オリジナルボンボニエールの初出である明治二七年の内容物「小粒の五色豆の如き⁽⁷⁾」ものと共にアラザンも入っていた可能性も出てくる。そしてそれはボンボニエールを発注した調度局ではなく、納品後に大膳職に回されて入れる。「食物」に関しては総て大膳職扱いということなのであろう。

当日参加者への渡し方についても「御車寄並ニ東車寄ノ両所ヘ分置シ各員退出ノ節下賜ス」とある。さらに別史料には「下賜手続 御車寄及東車寄ノ両所ニ於テ各員退出ノ節昇殿証札ト引換ニ之ヲ渡シタリ」と車寄せにおいて前述の昇殿証【長佐古口絵3】と引き換えにボンボニエールが手渡されたことが判明する。

この方法において当日参内した人へ直接渡された個数は二、〇九一個、その他常宮はじめ四内親王と当日欠席した者のうち宮内官と公務のために不参で後日（五月一四日）に昇殿拝領した者へ一三五個が手渡され、計二、二二六個が実際に各者の手に渡った⁽⁸⁾。残り一九〇個と追加で制作された九六個にもドラゼー等を入れ、管理は式部職へ移った。大婚二五年記念祝典の際には残余のボンボニエールは皇后の手許へ渡されたが、今回は式部職での管理となった。

二一四、内宴とボンボニエール

成婚当日の五月一〇日の祝宴は立食で行われたが、結婚後の五月一七日正午からは、宮中千種の間にて天皇・皇后主催の内宴が開かれた。招待者は小松宮彰仁親王・同妃、伏見宮貞愛親王・同妃、有栖川宮威仁親王・同妃、東伏見宮依仁親王・同妃、伊藤博文、九条通孝、内大臣徳大寺實則、宮内大臣田中光顕、皇后宮大夫香川敬三、式部長三宮義胤、侍従武官長岡沢精、東宮大夫心得黒田久孝、内蔵頭渡邊千秋、内匠頭堤正誼、宮内次官川口武定、式部次長戸田氏共、主馬頭藤波言忠、調度局長長崎省吾、内事課長齋藤桃太郎、調査課長廣橋賢光であり、この婚礼に尽力した人々への慰労の宴でもあった。

料理献立については、秋山徳蔵コレクションに史料が残り、また酒類については「東宮御婚儀録」にその内容が記載されている⁽⁹⁾。

【史料7】

- 一 料理献立
- 一 泥亀羹
- 一 洋酒煮鯛 注汁
- 一 煮込牛織肉蔬菜
- 一 泊芙蓉煮飯鶉
- 一 凝汁寄雁肝香草
- 一 ポンシユ
- 一 湯煮アスベルジュ 注汁
- 一 煮物肉詰胡瓜
- 一 蒸焙鶏肉 サラド
- 一 五色乾藻寄
- 一 挽茶入氷菓子

一 酒類

- 一 ヘレス
- 一 白葡萄酒 シヤト・イケム
- 一 赤葡萄酒 シヤト・ラローズ
- 一 同 シャンベルタン
- 一 三鞭酒 ポメレーグレー
- 一 リュネル
- 一 コギヤック
- 一 シヤルトルーズ

料理は「泥亀羹」、スップونسープから始まり、鯛の洋酒煮、牛ヒレ肉の煮込みと続く。次の「洎美藍煮飯鶉」はサフランライス詰め、鶉であるうか、不明である。「凝汁寄雁肝」は立食の宴にも出された「フォアグラのゼリー寄せ」、「ボンシユ」は柑橘系の汁のことで、現在食卓に上る「ボン酢」と同じようなものである。「湯煮アスペルジユ」はホワイトアスパラのバター煮、「煮物肉詰胡瓜」はキュウリの肉詰め煮であろう。「蒸焙鶏肉 サラド」は蒸し鶏のサラダである。菓子の「五色乾藻寄」はどのようなものは不明である。もう一種は抹茶アイスである。

酒類の「ヘレス」はドイツ産のヘレスビールのことと思われる。これまでの正餐会でビールが供されたことがあったのか調査が及んでいないが、かなり稀なものと思われる。「シヤト・イケム」とはシヤト・イケムのことであろう。シヤト・イケムはポルドーの世界最高と評される極甘口白貴腐ワインである。赤ワインは立食時と同じポルドーのシヤト・ラローズとジュヴレ・シャンベルタン。ブルゴーニュ産の赤ワインが供されることは極めて珍しい。「リュネル」は赤葡萄酒との註はないが、ポルドー産赤ワインのことと思われる。「コギヤック」はコニヤック、「シヤルトルーズ」はフランスのリキュールである。このように今まであまり供されなかった酒類の出現もあり、立食の宴の際より種類が多くなっている。

内宴の服制は午餐会のため陸軍武官は礼装、海軍武官は礼服、婦人は通

常礼服であるローブ・モンタントであった。そして、この内宴の際にもボンボニエールが下賜された⁽²⁶⁾。

【史料8】

ボンボニエール漆器取交
内

- 一 銀製虫籠形 七個 一個代金五円廿五銭
- 一 銀製行燈形 拾壹個 一個代金三円五十五銭
- 一 蒔絵文庫形 参個 一個代金二円五十銭
- 一 蒔絵帆貝形 壹個 一個代金二円五十銭
- 一 銀製鳥籠形 四個 一個代金六円五十銭
- 一 黒漆蒔絵双六盤形 壹個 一個代金六円八十銭

このように様々な形を取り交せて下賜する方式は、後年外国公使の就任離任の際の午餐会などでなされているが、その際には作り置きされた予備品から皇后が選定して使用していたことは既に指摘した⁽²⁷⁾。今回については、「用度録」に発注記録が残ることから、当初より各種を取り交せて配布することが決まっていたと推測される。発注記録によれば、銀製虫籠形・銀製行燈形・蒔絵文庫形・蒔絵帆貝形が小筆善大夫による納入であり、銀製鳥籠形・黒漆蒔絵双六盤形は宮川長右衛門に発注されている。現在までのところこの際に下賜されたボンボニエールと同定できる作品は見つかっていない。

三、後世への波及

この結婚式の際には、外国各国より祝詞が到来した。当然のことながらその答礼文も考案された⁽²⁸⁾。

【史料9】

皇太子殿下御婚儀ニ付各国帝室ヨリ

到来ノ御祝詞電信ニ対セラル、御答詞案

陛下(並ニ皇后陛下)ハ皇太子ノ婚儀ニ付懇篤ナル祝詞ヲ寄セラレ朕(及皇后)深ク之ヲ謝ス

明治三十三年五月 日

東京宮城ニ於テ

御 名

各国皇帝(皇后)陛下

この祝詞の往来は現在でも「ご親電」として継続されている儀礼である。ご親電について宮内庁ホームページでは「外国の建国記念日や独立記念日、元首のお誕生日や逝去など外国の慶弔や外国での大規模災害の発生などに当たり、天皇陛下(両陛下の場合もある)からご祝電・ご弔電・お見舞電などが発せられ、また、天皇誕生日、皇后誕生日などに寄せられた電報にご答電になりますが、これらをご親電といえます。天皇皇后両陛下は、ご親書・ご親電の交換を通じて、国際親善に尽くされています。」とし、令和三年度のご親電数を四七九件と掲示している⁽⁸⁰⁾。この国際親善儀礼としてのご親電の発祥は、恐らく明治三〇年一月の英照皇太后崩御時と思われる⁽⁸¹⁾が、慶事の際のご親電としてはこの婚礼の際が最初と推測される。

また、大婚二五年記念祝典に続き記念切手も発売された。平成五年(一九九三)六月の皇太子徳仁親王・雅子妃の結婚の際にも記念切手は発行されており、現在まで続く慣習となった。

現在まで続く慣習となったものに伊勢神宮・神武天皇陵などへの結婚奉告もある⁽⁸²⁾。皇太子・同妃は五月二三日に新橋停車場より特別車にて、伊勢神宮へ参拝した。服制は皇太子は近衛歩兵少佐の正装、節子妃はローブ・デコルテに勲一等宝冠章を佩用した。その後向かった京都では帝国博物館や京都大学、大学病院を訪問した。博物館では山高信離館長の先導により

「愛宕神社宝物鬼丸造太刀」「建勲神社宝物左文字白鞘刀」「土佐光信筆百鬼夜行」などの陳列品の説明を受けた。京都大学病院では赤貧治療患者森龍藏・藤井虎次郎の二名が杖を以て直立する前に進み、親しく病状を尋ねた。奉答は猪子止戈之助院長が行ったが、患者は感涙に咽んだという⁽⁸³⁾。このような一連の儀礼や行動は現在の皇室の結婚式や諸行動の淵源となっている部分が多いことがわかる。

さらには皇室だけではなく、一般国民への波及効果も大きなものがあった。はじめにで触れたようにこの結婚式は現在の結婚式のオリジンと言われている。この結婚式を機に一般家庭の結婚式の様式が変化したのである。現在行われている結婚式の一つの形として、神社での神前結婚式・披露宴・新婚旅行というものがある。神前結婚式は、この明治三三年の皇太子結婚の際の賢所大前(成婚礼)の儀が神前で行われたことから、日比谷大神宮が一般の人々に向けた神前結婚式を行い、それが全国への神社へと普及し神社での結婚式が増え、神前結婚式が日本の結婚式の代表的なスタイルとなったという⁽⁸⁵⁾。結婚式より八年後、明治四一年一月一日付けの朝日新聞には「神前結婚の繁昌」として神前結婚の様子を記載している⁽⁸⁶⁾。

【史料10】

神前結婚の繁昌

従来中流以上の婚礼は自宅の狭隘な向では料理店に持ち込み式と宴会とを兼行ふものが多かった。然るに近頃は式だけを神前で執行し婚礼の神聖を有たしめんとするので例の日比谷大神宮始め神田明神、日枝神社、麻布笄町の出雲大社支社其他各神社等に神前結婚を行ふ者益々多くなつて来た(中略)先づ此の方法の元祖ともいふべき日比谷の大神宮即ち神宮奉斎会に於て聞くに同会は明治三四年始めて政府の許可を得て婚礼式の依頼に応ずることになった。其の式は畏けれど皇太子殿下御慶事の御式に則り夫れに古典を参酌して定めたもの(後略)

その後、大正六年(一九一七)四月一八日にも神前結婚の隆盛ぶりが伝えられ、大正九年(一九二〇)一二月二四日には明治神宮も神前結婚を始めようとしている旨が報道されている。⁽⁸⁷⁾

披露宴は、神前結婚式が流行り始めた頃からしばらくは座敷で和食形式が多かったと思われるが、高度成長期頃よりテーブルで洋食の方式も増加してきた。まさに宮中晩餐会の模倣である。洋食化に伴いウェディングケーキ入刀式も行われるようになった。日本でのウェディングケーキ入刀式流行の発端は昭和三五年(一九六〇)の石原裕次郎の結婚式で、高さ一メートルにもおよぶ九段重ねのウェディングケーキがメディアで大きく取り上げられたこと、戦後のベビーブームで生まれてきたいわゆる「団塊の世代」が結婚年齢に達したことが重なり、一九七〇年～一九八〇年代にかけて本格的に普及したという。⁽⁸⁸⁾しかしそれを遡ることおよそ六〇年前の皇太子の結婚式でもウェディングケーキの導入が検討されていたことが前述の【史料3】よりあきらかになる。史料中では取り消し線が引かれていたことから披露宴での実現には至らなかったが、そもそもなぜウェディングケーキを導入しようとしたのか。ウェディングケーキの起源には諸説あるが、一八五八年イギリス・ヴィクトリア女王の第一王女の結婚式に三段重ねのケーキが登場したことからと言われている。ここにもイギリススタイルの皇室への導入が垣間見える。

このように、この結婚式が皇室のみならず一般国民へ与えた影響は大きかったのである。

おわりに

近代国家を目指す日本皇室の次代を担う皇太子の結婚には、今後の国の方向性を決定する「形」が取り入れられた。

伊藤博文肝煎りの「皇室婚嫁令」に基づく婚礼儀礼では宮中三殿への御拝以外の行為は、馬車に大礼服という西欧式がデフォルトとなった。それに伴い付随する婚礼道具類も西欧化された。宮中の前例は大きく覆され西

欧化が目指されたのである。そして、これが新たな皇室の伝統となり、現在に至るまでこの「形」が継続されている。

皇太子・皇太子妃は二人揃って洋装で馬車に乗り、手を携えて式典会場に登場した。二人の新居となる予定で建築された赤坂離宮東宮御所(現迎賓館)は左右対称の平面设计が取り入れられた。正面玄関に向かって左側(東側)に皇太子用の部屋が並び、右側(西側)には同じように皇太子妃の部屋が配されている。皇太子と皇太子妃が同等の部屋を有する、つまり二人は同等とされているのである。これについて小沢朝江は「東宮御所の平面は、単なる西欧の宮殿建築の模倣ではなく、近代における皇室の変化を背負って生まれた」と評価する。⁽⁸⁹⁾残念ながら皇太子と節子妃はこの同等の平面空間を有する東宮御所に居することはなかったが、次の皇太子である裕仁親王と良子妃が更なる近代化を纏って新婚生活を送ることとなるのである。

婚礼後の明治三三年一月九日に皇后は、所持の装飾品の中、以下の一点を世襲品と定めた。金剛石及金剛石星九個添御冠一個・金剛石三条御頸飾一個・真珠四条御頸飾一個・金剛石及黒真珠入御腕輪一個・金剛石御腕輪一個・金剛石及サファイアエメラルド入御腕輪一個・金剛石及真珠六個人御胸飾一個・金剛石及サファイア入半月形御胸飾一個・金剛石及黒真珠ルビー入飾付御扇子一個・金剛石入碇形御胸飾一個である。⁽⁹⁰⁾このうち「金剛石及金剛石星九個添御冠」「金剛石三条御頸飾」「金剛石及サファイア入半月形御胸飾一個」は明治二〇年皇后が初めてマント・ド・クールを着装した際に装飾していた、ドイツ購入のものと考えられる。世襲品となった装飾品はその後も歴代の皇后に受け継がれ、令和の即位式にも使用された。⁽⁹¹⁾この装飾品を世襲制としたことについて松居宏枝は「ティアラは単なる宝飾品ではなく、欧州の君主らが用いるクラウン(王冠あるいは帝冠とも)に類するものとして、最高位の女性に付随する権威の象徴として用いられた」としている。⁽⁹²⁾皇后は自身の継承者が出来たことで、皇后としての権威の象徴を護り受け継ぐものと規定しておきたかったのではないだろうか。⁽⁹³⁾

この西欧化された結婚式の「形」は皇室のみならず一般国民へも広く伝播していく。神前結婚式・(洋食による)披露宴・(ウェディングケーキ)引出物・新婚旅行はこの皇太子の結婚式が淵源となる。皇室が受け入れた西欧が一般へ浸透していったのである。

また、この結婚式は広く公開された式典でもあった。馬車の車列を見るために人々は殺到した。鹵簿の写真撮影も許可された。これも現在に繋がる光景である。祝福を希望する国民からの御祝品も受納された。その中でもっとも大きな御祝品は美術館である。成婚を奉祝し東京市中に美術館を建設して献納するために渋沢栄一・東京府知事千家尊福などを中心とした東宮御慶事奉祝会が結成された。賛同者は二三、九一七人に上り、四〇八、五〇一円の寄付金が集まった。設置場所は上野公園内、設計は東宮御所と同じ片山東熊に依頼された。明治四一年九月に竣工した美術館は表慶館と命名され、東京帝室博物館が管理することになった。⁽⁵⁾そして現在もその美しい姿を東京国立博物館に留めている。

皇太子嘉仁親王・節子妃の結婚は現在の皇室と我々に大きな影響を与えているのである。

謝辞

本稿を成すにあたり、多くの方々からご教示とご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。(敬称略)

石井裕、上野秀治、梅田優歩、小島温子、香川擴一、香川和敬、田中潤、千葉功、戸矢浩子、那須香織、吉原康和

一般社団法人霞会館、学習院大学文学部史学科、宮内庁宮内公文書館、国立国会図書館憲政資料室

本研究はJSPS 科研費 JP20K00175 の助成を受けたものです。

註

- (1) 長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)——現在に続くイギリス風の導入——」(『学習院大学史料館紀要』第二六号、二〇二〇) 長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察その(二)——明治二二年大日本帝国憲法発布式の諸様相——」(『学習院大学史料館紀要』第二七号、二〇二一) 長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察その(三)——大婚二五年記念祝典・皇后の活躍——」(『学習院大学史料館紀要』第二八号、二〇二二)
- (2) 所功『皇室の伝統と日本文化』(学校法人広池学園出版部、一九九六) 一八二頁。
- (3) 前掲書、一八四頁。
- (4) 史料の閲覧に際しては学習院大学文学部史学科千葉功教授と史学科研究室にご高配を賜った。
- (5) 石井裕「宮内省時代の香川志保子」一〇一―一六頁。
- (6) 上野秀治「欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡(四)」三九―五一頁。
- (7) 『明治天皇紀』巻九 明治三二年三月二二日条(吉川弘文館、一九六九、以下『明治天皇紀』と略)六一―三頁他。明治神宮監修『昭憲皇太后実録』下巻 明治三二年二月一九日条(吉川弘文館、二〇一四、以下『昭憲皇太后実録』と略)、五二頁他。岩壁義光監修『大正天皇実録』第一巻 明治三三年二月一日条(ゆまに書房、二〇一六、以下『大正天皇実録』と略) 五七―三頁他。
- (8) 上野秀治「明治期における東宮妃選定問題」(『史料』皇學館大學史料編纂所報第一一五号、一九九一)「続・明治期における東宮妃選定問題」(『史料』皇學館大學史料編纂所報第一二二号、一九九二)
- (9) 学習院大学文学部史学科所蔵「香川家史料」(以下香川家史料と略) 6354 ~ 6357、20048、6300、23777、20098、20060、19799
- (10) 宮内庁宮内公文書館蔵「御慶事録〇一―二〇 明治三三年」(識別番号30250 ~ 30270) (以下所蔵館名略) 宮内庁宮内公文書館蔵「皇

- (11) 『明治天皇紀』巻九 明治三二年八月二十四日条、六九五頁。
 (同令成文は国立公文書館「皇室婚嫁令」URI: <https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/1750472>)
- (12) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)」—明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—」二二頁。
- (13) 香川家史料1329
- (14) 香川家史料6356
- (15) そのほか 明治三二年二月一九日に節子初参内し天皇・皇后に對面した際には御用掛の香川志保子が随行している(宮内庁宮内公文書館蔵「東宮御婚儀録」六)(識別番号5926)(以下所蔵館名略)
- (16) 香川家史料17904
- (17) 香川家史料1539「皇太子殿下御婚儀ニ関スル次第取調案」
- (18) 宝冠章は婦人の勲勞ある者に対する勲章として明治二一年勅令第一号(宝冠章及大勲位菊花章頸飾ニ関スル件)として制定された。
- (19) 『大正天皇実録』明治三三年五月九日条 五八二頁。
- (20) 平山晋『明治勲章大図鑑』(国書刊行会、二〇一五)一三五頁。
- (21) この洋装準備と写真撮影については本紙掲載の石井裕論考「宮内省時代の香川志保子」が詳細を記しているの、そちらも併せて参考照いただきたい。一—一六頁。
- (22) 宮内庁宮内公文書館蔵「東宮御婚儀録八」(識別番号5928)(以下所蔵館名略)
- (23) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)」—明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—」二二頁。
- (24) 宮内庁宮内公文書館蔵「用度録二 明治三三年 調度寮」(識別番号8092)(以下所蔵館名略)
- (25) 中山千代『日本婦人洋装史』(吉川弘文館、一九八七)三〇九頁。
 宮内庁宮内公文書館蔵「皇太子殿下御婚儀書類一 明治三二・三三 御慶事二付九条家ヨリ御依頼ニ関スル書類」(識別番号7691)(以下所蔵館名略)。そのほか同館蔵「御用度録」(識別番号8301)(以下所蔵館名略)などにも記述が散見される。
- (26) 「藤花紋蒔絵貝桶 英照皇太后所用」(『華ひらく皇室文化』青幻社、二〇一八)三六頁。
- (27) 『昭憲皇太后実録』明治六年三月二日条 八〇頁。
- (28) 御爪箱については、徳仁親王「御爪箱」(『学習院大学史料館ミュージアムレターNo.3』二〇〇七)二頁参照のこと。
- (29) 長佐古美奈子「爪を切る」と遺すこと—浄観院墓の出土品を事例に」(『東叡山寛永寺徳川將軍家御裏方靈廟』寛永寺谷中徳川家近世墓所調査団編 吉川弘文館、二〇一二)三分冊第一章第四節。
- (30) 佐野浩三「神戸洋家具産業の発祥過程と産業化の特徴」(『芸術工学会誌』七三(二〇一七)六一頁)。
- (31) 大井純一「上野栄三郎の生涯…実業の世界に乗り出した同志社寺町時代の学生」(『新島研究』一〇六 同志社大学同志社社史資料センター、二〇一五)
- (32) この時期の「御用度録」「用度録」には「西洋家具室内裝飾指物製作仲井和助」「欧風室内裝飾師小林茂助」など西洋家具裝飾を手掛ける業者が多く宮内省に出入りしていたことが確認出来る(識別番号219442他)。
- (32) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)」—明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—」註四六。
- (33) 宮内庁宮内公文書館蔵「皇太子並同妃兩殿下御服調度類図二 明治度 皇太子妃殿下御道具」(識別番号8342)「皇太子並同妃兩殿下御服調度類図一 明治度 皇太子妃殿下御道具」(識別番号

- 83411) (以下所蔵館名略)
- 作者についての情報は「用度録二 明治三三年 調度寮」(識別番号8302)より。なお、例えば小島が担当した洗面道具画には金粉五分を使用した(一分につき六二銭)。全体の画工料は六四八円であった(識別番号8301)。
- (34) 宮内庁宮内公文書館蔵「用度録三 明治三三年 調度寮」(識別番号8303)
- (35) 荒川正明『神業ニッポン明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼』(神奈川新聞社、二〇一九)一二二頁。
- (36) 香川家史料17908
- (37) 「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号8301)
- (38) 香川家史料17915
(前略)
大礼服着用御行列ニ立候人、如何可然候哉、
弥右之内ノ御行列ニ召加候事ナレハ大礼服新調之必要有之候事、
但シ前以東宮大夫ノ同人等へ打合相定メ置度ト存候事
大礼服着用供奉人之内、一人ハ香川志保子相加候方如何哉之事、
但香川志保子ハ御當朝九條家へ行向御服等取扱可申付哉ニ存候事
(39) 宮内庁宮内公文書館蔵「東宮御婚儀録七」(識別番号5927) (以下所蔵館名略)
- (40) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927)、東京朝日新聞 明治三三年五月一日朝刊、『風俗画報 臨時増刊 第二一一号』(東陽堂、一九〇〇)他。
- (41) 『東京朝日新聞』明治三三年五月一日朝刊
- (42) 「東宮御婚儀録六」(識別番号5926)
- (43) 白幡洋三郎「旅行の産業化—喜賓会からジャパン・ツーリスト・ビューローへ—」(『技術と文明』二巻一号、日本産業技術史学会、一九八五)八三頁。
- (44) 道筋は東宮御所より青山通新道を下り田町一丁目角を右へ、田町通同町三丁目十番地角を左へ、同十三番地角を右へ堀端新道墓坂を下り左へ虎ノ門を入り外務省前通桜田門を入り宮城正門に至るコースであった。
- (45) 『大阪朝日新聞』明治三三年五月一日朝刊
- (46) 宮内庁宮内公文書館蔵「皇太子殿下御婚儀書類四 明治三二・三三」(識別番号71694)
- (47) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927)
- (48) 『日本人名大辞典』(講談社、二〇〇一)
- (49) 「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号8301)
- (50) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927)
- (51) 学習院大学史料館蔵山尾家史料No.200-117
- (52) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927)
- (53) 千種の間の天皇・皇后、皇太子・同妃、皇族は着席。
香川家史料17903
(前略)
午後六時三十分
豊明殿ニ於テ輔宴ヲ賜フ
但 夜会ノ称ヲ止メ輔宴又ハ立食カ祝酒トスルカ
右注記仕候間会議節御参考ニ供シ候 夜二人ざる内ニ
皇太子還啓ノ御都合ニ只々御取調願度候
- (55) 香川家史料17907「皇太子殿下御婚儀ニ関スル次取調案」はかなり早い段階での儀式内容についての検討史料と思われる。【史料1】と同様、内定直後のものと考えられる。
- (56) 「東宮御婚儀録八」(識別番号5928)
- (57) 長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察現在に続くイギリス風の導入」(『学習院大学史料館紀要』二六号 二〇二〇)三三頁。
- (58) 「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号8301)
- (59) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)」—明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—」二四頁。

- 新宿歴史博物館開館三十周年記念特別展『新宿御苑—皇室庭園の時代』(二〇一八)四八頁。
- (60) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」一〇頁。
- (61) この時点では一五〇〇名分の発注であった。「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号830-1)
- (62) 「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号830-1)
その後明治三三年四月に宮川長右衛門に一五〇個、五月にはさらに一〇〇個、小筆善大夫に一五〇個と二〇〇個の追加発注がなされた。(識別番号830-1) その後さらに宮川と小筆に五〇個ずつと大関に三〇個が再追加発注されており、この史料時点では計二、二三〇個であるが、註68では二、四一六個となっている。
- (63) 「皇太子殿下御婚儀書類二 明治三三・三三三」(識別番号71692)
- (64) 「用度録二 明治三三年 調度寮」(識別番号830-2)
- (65) 『国史大辞典』巻四(吉川弘文館、一九七九)明治39年、帝室技芸員任命。神坂雪佳は明治三三年に岸光景の門下生となっている。
- (66) 長佐古美奈子「ボンボニエールが紡ぐ物語」(『ミュージアムレター』No.四六、二〇一一)四頁。前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」一二頁。
- (67) 「東宮御婚儀録八」(識別番号5928)
前稿「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」で詳述した明治二七年の大婚二五年記念祝典の際のボンボニエールは公文書中「銀製菓子器」と記されていた。
- (68) 「東宮御婚儀録八」(識別番号5928)
- (69) 学習院大学史料館収蔵勸修寺寄託山階宮家史料ボンボニエールNo.26
前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(二) —明治二二年大日本帝國憲法発布式の諸様相—」二七頁。『風俗画報』七一号(東陽堂、一八九四)
- (71) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927)、「皇太子殿下御婚儀書類四
明治三三・三三三」(識別番号71694)
- (72) 「東宮御婚儀録七」(識別番号5927) 以下の総計は二、五一一個である。
- (73) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」一四頁。
- (74) 「秋山徳藏メニューカード・コレクション」2015年企画展示会資料「その他別冊③82(味の素食の文化センター食の文化ライブ러리、二〇一五)
- (75) 「東宮御婚儀録六」(識別番号5926)
- (76) 「東宮御婚儀録六」(識別番号5926)
- (77) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」一二頁。長佐古美奈子「ボンボニエールと近代皇室文化」(えにし書房、二〇一五)一一〇頁。
- (78) 「用度録一 明治三三年 調度寮」(識別番号830-1)
- (79) 宮内庁宮内公文書館蔵「皇太子殿下御結婚録 明治三三年」(識別番号9043)
- (80) 宮内庁ホームページ
「親書」の親電—宮内庁(kunaicho.go.jp)
令和五年(二〇二三)一月三日閲覧。
- (81) 『風俗画報 第二三五号』(東陽堂、一八九七)には「御親電 皇太后陛下崩御に付ては天皇皇后両陛下の御嘆きは今更拝察し奉るもいと畏し 左るか中にも国務と外交とに大御心を寄せさせ給ひ十二日は各国帝室に対し一々御凶事の御親電を發しさせ給へるよし仄かに承りぬ」とある。
- (82) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(三) —大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」一三頁。
- (83) 皇太子徳仁親王・雅子妃の結婚の際には平成五年(一九九三)六月九日の結婚の儀の後、六月二五日に伊勢神宮と神武天皇山陵に参拝し結婚の奉告をする神宮に謁するの儀が行われた。

- (84) 『風俗画報 臨時増刊 第二二二号』(東陽堂、一九〇〇)
- (85) 東京大神宮ホームページ
神前結婚式—東京大神宮 (tokyodajingu.or.jp)
令和五年一月三日閲覧。
- (86) 『東京朝日新聞』明治四二年二月二日 朝刊
『東京朝日新聞』大正六年(一九一七)四月一八日 朝刊
- (87) 『東京朝日新聞』大正六年(一九一七)四月一八日 朝刊
大神宮の御前で、新夫婦がお盆をして、芽出度し〜で大松閣へ引き揚げて来るなどは、いくら古誌を調べて見ても、江戸時代には無かった図案らしい。本来萬の穢を拂ひ、国の鎮を護らせ給ふ御本業の傍に、葬儀屋や婚礼屋の御開店は、何事も二十世紀の副業本位といふ次第であろう。(中略) 全体我国には小笠原流の嫁迎への式と云ふのが古くからある。藤原、鎌倉時代から徳川時代に及んで、多少の変遷はあるが、方式は可なりに厳肅なものである。(中略) 太刀、馬、小袖杯の男への結納が、カフス釦杯に代つた今日、江戸時代の婚礼を鑑みて、大正のそれを律せんとするは、時代思潮の推移をわきまへざる野暮の骨頂である。
- (88) 『東京朝日新聞』大正九年(一九二〇)二月二十四日 朝刊
明治神宮祭が済むと直ぐに神前結婚を申出たものがあつたが、社務所では設備が無いといふので拒絶して仕舞つた、所が最近団体参拝者が多いので神楽殿でも造つて神酒でも上げるやうにしてはこの論者が出てそれに次いで神前結婚も神楽殿で行ふやうにしたらと二三の人達は相談を進めて居るさうだ。
- (89) 鈴木絵莉那「日本におけるウエディングケーキの定着と発展」(PLUS i: No.14 神奈川大学人文学会、二〇一八)
- (90) 小沢朝江『明治の皇室建築 国家が求めた〈和風〉像』(吉川弘文館、二〇〇八)一一〇頁。
- (91) 『昭憲皇太后実録』明治三三年一月九日条
前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(二)―明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相―」二〇頁。
- (92) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(二)―明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相―」二〇頁。
- (93) 吉原康和『歴史を拓いた明治のドレス』(株式会社GB、二〇二二)五四頁。
- (94) 吉原によれば、世襲装飾品は明治天皇が皇后にお貸し下げになって以来、代々天皇が皇后に対してお貸し下げになるものであり、相続税の範囲外のものになるとのことである。前掲『歴史を拓いた明治のドレス』五五頁。
- (95) 東京国立博物館ホームページ
東京国立博物館—東博について 館の歴史 8. 奉献美術館 表慶館の開館 (tm.jp)
令和五年一月三日閲覧。